

## 陳情第1号

### 秘密保護法の撤廃を求める国への意見書提出に関する陳情書

#### (陳情項目)

昨年臨時国会で制定された特定秘密の保護に関する法律には、地方自治に関して重大な問題点があり、国に対し廃止・撤廃を求める意見書を提出してください。

#### (陳情趣旨)

臨時国会で制定された「特定秘密の保護に関する法律」(以下「法」)では、「防衛」、「外交」、「特定有害活動(スパイ行為等)の防止」、「テロリズムの防止」の4分野の中で、国の存立にとって重要な情報を国が「特定秘密」と指定することとし、それを漏えいする行為や漏えいを教唆する行為に重い刑事罰を課すこととしています。

しかし、放射性物質の拡散予測システム SPEEDI の情報が適切に公開されず、一部の浪江町民がより放射線量の高い地域に避難していたことなどからも、特定秘密の対象及び範囲が曖昧で不明確であるため、本来国民に公開されなくてはならない情報まで、指定者の恣意的な都合で秘密とされてしまうことが強く懸念されています。

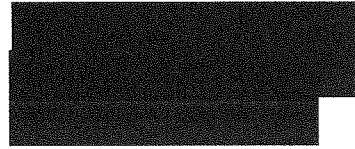
具体的には、流山市の行政運営上も様々な問題をはらんでいます。例えば法第6条では、本市の保有する情報を国家機関に提供しても、その情報が国家機関によって「特定秘密」に指定された場合、国家機関から本市への情報提供協力は既定されていません。第7条では、警察庁は、都道府県警察への情報提供は認められても、市町村や消防などへの情報提供は認められていません。政府から発生した事態や自衛隊及び警察の活動などについての「特定秘密」以外の情報だけで、いざ「テロの発生」などの場合、住民避難や関係機関との速やかな連携を規定した『流山市国民保護計画』(平成19年1月)の具現化に支障をきたす恐れもあります。

そもそも、市民生活上、多大な影響を広げる事態を回避するために必要な情報を行政が独自に収集し、公開することは、地方自治体の自律的判断の範囲です。また市議会が地方自治における二元代表制を発揮する立場から、市民生活への影響を最小限にとどめるために欠かせない調査を提言し、行政や市民ボランティアが実施し、公開することは当然のことです。しかし、そうした事項であっても、それが「特定秘密」に指定されていた場合には、公開できず、情報公開、共謀、教唆、扇動に対する刑罰が規定されていることは、地方自治そのものの否定につながりかねません。さらに、全国的評価を受けている流山市議会基本条例(前文「積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない」や

第三条一項「公開性、公正性、透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと」など)と特定秘密保護法は相反することとなりかねません。特定秘密保護法を撤廃するよう求める意見書を市議会として提出することを求めます。

平成26年2月5日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

## 陳情第2号

### 介護保険要支援者を介護予防給付からはずさないよう求める陳情書

#### (陳情趣旨)

第185臨時国会で「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、社会保障制度の見直しが具体化されようとしています。

介護保険制度では、「地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し」をすることで、これまで要支援者に介護予防給付で行ってきたサービスを介護予防給付から外して地域支援事業で行うとしています。

昨年末、社会保障推進千葉県協議会が行った県内市町村に対する緊急アンケートでは、「要支援1・2をサービス対象からはずし地域支援事業へ移行させる」ことについて「可能」と答えたのは6自治体のみです。多くの自治体が「財源確保」や「人員配置、提供体制の整備」が厳しいとしています。要支援者に対する介護予防給付が地域支援事業に移行されれば、給付内容が市町村の裁量になり、人員や運営基準もなくなるために、給付内容で自治体間の格差が生まれ、介護の質の低下などが懸念されます。また、小規模な事業所の経営にも悪影響を及ぼしかねません。訪問介護サービスや通所介護サービスなどが利用できなくなることも予想されます。

現在の要支援者への保険給付サービスは、専門職種が係ることによって、重度化を防ぎ日常生活を維持する予防的な効果をもっています。また、要支援者には認知症の高齢者も多く、介護予防給付からはずすことは、国が推進する認知症施策であるオレンジプランにも逆行するものです。長期的にみれば、要支援者の重度化が進んで、給付費の増大につながることも懸念されます。

今後、高齢者が増える中で、安心して介護給付が受けられるためには、要支援者に対して、今までどおり介護保険給付（介護予防給付）で実施することが必要と考えます。

つきましては、貴議会として、国と関係省庁に意見書を提出して下さるよう求めるものです。

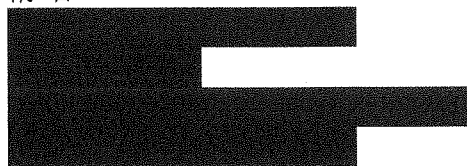
#### (陳情項目)

下記事項について国と関係省庁に意見書を提出してください。

- 1 要支援者に対する給付を地域支援事業に移行せず、今までどおり介護予防給付で行うこと。

平成26年2月6日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

### 陳情第3号

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情書

(陳情趣旨)

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト(石綿)被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体の伴うアスベストの飛散は発生しており、労働者や住民に被害が広がり続ける大きな公害問題です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者を出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。その理由は、アスベストを奇跡の鉱物としてメリットだけを喧伝してひろめ、輸入されたアスベストの約8割を建設資材として建設現場で使用したからです。また、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベストの使用を進めたことにも大きな原因があります。

とくに建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もありません。国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。

アスベストは、髪の毛の5千分の1の細さで、繊維状にほぐして使用され、建設現場の従事者が現場で吹付け・切断・加工するときに吸い込み、肺に蓄積され、やがて肺ガンなどを発症させる恐ろしい物質です。アスベストを原因とする疾患に苦しむ患者は自ら何の落ち度もないのに、絶望的な痛みと苦しみの中で命を落とし、残された家族の悲しみは底なしの深さと言えます。

東日本大震災の復興事業や国土強靱化計画、オリンピック開催を進めるうえで発生する建築物の解体では、かつてない規模のアスベスト除去工事が行われます。

貴議会に、『建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決を求め国に働きかける意見書』の提出をしていただきたく陳情します。

平成26年2月7日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様